

令和7年9月2日

矢巾町議会

議長 廣 田 清 実 様

矢巾町議会総務常任委員会

委員長 高 橋 安 子



## 請 願 審 査 報 告 書

本委員会が、令和7年矢巾町議会定例会6月会議において付託を受けた請願の審査が終了したので、矢巾町議会会議規則第94条第1項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

### 記

#### 1 付議事件名

○7請願第2号：「刑事訴訟法の再審規定(再審法)」の改正を求める請願

請 願 者 盛岡市本町通2-1-36 浅沼ビル4F

日本国民救援会盛岡支部

支部長 佐々木 茂 喜

紹介議員 小 川 文 子

#### 2 委員会開催年月日

令和7年7月7日(月)

令和7年7月28日(月)

#### 3 出席委員

高 橋 安 子

齊 藤 勝 浩

横 澤 駿 一

昆 秀 一

高 橋 恵

廣 田 清 実

#### 4 審査経過

令和7年7月7日（月）午後1時より、委員出席のもと7請願第2号について、説明員として紹介議員である小川文子議員、参考人として日本国民救援会盛岡支部 佐々木茂喜支部長、同岩手県本部 大野秀副会長出席のもと、付議事件について詳細説明を受けた。

同月28日10時から開催した委員会において、説明内容を踏まえ慎重審議した。

#### 5 審査結果

7請願第2号については、賛成多数で採択すべきものと決定した。

#### 6 審査意見

本来無罪であるにも関わらず裁判の結果有罪判決となった人が、裁判のやり直しを求める再審は、無実の人を救済する最後の手段である。しかし再審請求を始めてから無罪になるまでに何十年もの年月を要する実態がある。

その要因に、捜査機関側の集めた証拠の中から罪状の立件に主眼を置いた証拠の提示、検察側の再審開始に対する不服申立による再審着手の遅延などが挙げられる。

以上のことから、無実の者を誤った裁判から迅速に救済するためには、再審請求から再審による判決の確定までの期間が短縮されるよう、刑事訴訟法の再審規定(再審法)の改正を行うことが望ましいとの結論に至り、本請願については賛成多数で採択すべきとの結論に至った。